資料 4-1

大津市生涯学習推進計画の計画期間の終了と今後の進め方について

1 大津市生涯学習推進計画（令和４年度～令和８年度）について

本市では、市民の生涯にわたる学習を支援することと併せ、つながりづくりや学習成果の活用促進に重点的に取り組み、市民一人ひとりが生涯学習を通じて得た成果の集大成として、『大津を愛し、いきいきと学び活動する大津人が育つ社会が実現すること』を目指し、令和４年度から令和８年度の５年間を計画期間とする、「大津市生涯学習推進計画」を策定し、事業を進めてきた。

現計画は、令和８年度で計画期間が終了するため、新たな計画を策定する必要がある。

① 大津市における生涯学習の目標

「大津を愛し、いきいきと学び活動する“大津人（おおつびと）”が育つ社会の実現」

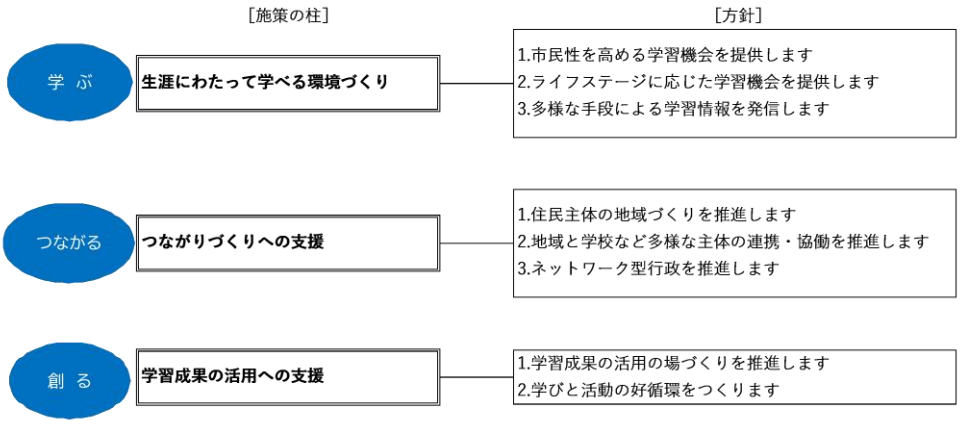
② 大切にする視点

(1) 市民性の涵養　～私たちの学びがまちをつくる～
(2) 人間性の尊重　～互いを認め、支えあうために～
(3) 次代への継承　～未来を担う子どもたちのために～

③ 基本方針

(1) 学ぶ　～生涯にわたって学び、地域への誇りや愛着を育む～
(2) つながる　～一人からみんなへ、活動の輪を広げる～
(3) 創る　～学びの成果を生かし、まちの中で豊かに生きる～

④ 施策体系



2 今後の進め方について

令和８年度中に、現計画の検証等を行い、近年の流れ等を加味した新たな計画等を、社会教育委員会議において立案し、教育委員会へ提言する。

3 社会教育委員会議の開催について

令和８年度については、５回程度の会議を予定。

【参考】社会教育法　一部抜粋

（社会教育委員の職務）

第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一　社会教育に関する諸計画を立案すること。

二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。